

申請書類について

**1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2弾）
支給申請書（様式1）**

- ※複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて申請してください。
- ※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人の口座に限ります。個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。
- ※2 ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。
- ※チェックリストに全てチェックが入ったことを確認し、チェックリストも同封のうえ提出してください。

2 営業時間短縮等を実施した店舗（様式2）

- ※記載する店舗が、申請受付要項に記載の対象地域に所在していることが必要です。
- ※様式2は、1店舗につき1枚作成してください。複数の店舗を申請する場合は、必要に応じてこの様式をコピーして作成してください。
- ※時間短縮等の状況を記載の後、様式3（2枚目）に実施状況を証する写真等を貼付し、店舗ごとに作成してください。

3 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真及び店頭にて時間短縮等のお知らせを告知した写真（様式3の1枚目）

- ※外景写真は、店舗名や屋号等が分かる写真としてください。
- ※内景写真は、店舗内全体が分かる写真としてください。
- ※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

4 営業時間短縮、休業等の状況がわかる書類（様式3の2枚目）

- ※営業時間短縮前の写真を提出する場合は、通常営業時間が分かる写真としてください。（店頭看板、WEBサイト写し等）
- ※営業時間短縮後の写真は、時間短縮を告知したことが分かる写真としてください。（WEBサイト写し、営業時間短縮をお知らせするチラシ等）
- ※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。

5 誓約書（様式4）

- ※誓約書の最下部にある所在地、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署をお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、代表者印も併せて押印してください。

6 営業活動を行っていることがわかる書類（次のいずれも必要）

①直近の確定申告書（第一表、第二表）の写し

（法人の場合は法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し）

②直近の経理帳簿（現金出納簿等）（3か月程度）

※確定申告書は、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。なお、税務署の受付印または税理士等の証明印があるものを提出してください。

※電子申告（e-Tax）で提出した場合は、申告通知の写しと受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）の2点を提出してください。

※新規開業のため決算期末到来で確定申告書の作成が無い場合は、個人においては開業届の写し、法人においては法人設立届の写しを提出してください。（いずれも税務署に提出したもの）

7 酒類を提供していることがわかる書類（次のいずれも必要）

①申請時点で使用しているメニュー表等の写し

②直近の仕入伝票等の写し（3か月程度）

※メニュー表は、酒類を提供していることが明瞭に分かるよう、その部分を含めて全体を撮影又はコピーのうえ提出してください。

※仕入伝票等は、酒類を継続的に仕入れていることが分かるように該当部分をコピーのうえ提出してください。

8 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類

※営業自粛期間中に有効な飲食店営業許可書の写し、風俗営業の許可証の写し等営業に必要な許可書の写し等を提出してください。

9 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか一つ）

- ・ 運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ 健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）
- ・ パスポートの写し 等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

10 感染防止対策マニュアル（今回新たに作成する場合のみ）

※接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。

※様式2で、「今回提出します。」にチェックが入った事業者は同封でも、別途郵送いただいても構いません。

※既に感染症対策調整課に提出されている場合は提出の必要はありません。

※これらの書類は、A4サイズに統一してください。

また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。